

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (")	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公 告	
○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防政策課)	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (12・8 掲示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	3
◎高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	3
落札公告	
○落札者等の公告 (情報政策課)	3

告 示

高知県告示第689号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成28年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所又は施設の名称	事業所又は施設の所在地	サービスの種類
3960890030	医療法人 聖真会	土佐清水市越前町6番1号	平成28年4月1日	訪問看護ステーションあつたか・渭南	土佐清水市越前町6番10号	訪問看護 介護予防 訪問看護
3970200394	あいびい 合同会社	室戸市浮津三番町64番地	〃	指定居宅介護支援事業所ゆい	室戸市浮津三番町64番地	居宅介護 支援
3971100288	エヌサービ 合同会社	香南市野市町西野2123番地25 天山台マンション202号室	平成28年6月20日	ヘルパーステーション向日葵	香南市野市町西野2123番地25 天山台マンション202号室	訪問介護 介護予防 訪問介護
3960590044	株式会社 V I S I O N Q U E S T	高知市宝町15番20号	平成28年7月1日	訪問看護ステーション I A m	土佐市高岡町甲2190-1 I T A H A R A I I 101号室	訪問看護 介護予防 訪問看護
3970500728	医療法人 清涼会	土佐市宇佐町宇佐1738	〃	居宅介護支援事業所乙姫	土佐市宇佐町宇佐858-2	居宅介護 支援
3970500736	特定非営利活動法人宇佐在宅介護センター	土佐市宇佐町宇佐398番地5	平成28年7月25日	特定非営利活動法人宇佐在宅介護センターデイホーム宇佐	土佐市宇佐町宇佐398番地5	介護予防 通所介護

39604 90070	Recovery International株式会社	東京都新宿区西 新宿六丁目16番 2号 第一丸善 ビル601	平成28年9 月1日	訪問看護 ステーションリカ バリー高知	南国市大桶乙 1295番地1 竹 村ハイツ1階 102号室	訪問看護 介護予防 訪問看護
----------------	-------------------------------	---	---------------	---------------------------	--	----------------------

高知県告示第690号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成28年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
39724 00828	社会福祉法人伊野福祉会	吾川郡いの町波川560番2	平成28年7月31日	デイサービスセンターいの	吾川郡いの町205番地	通所介護 介護予防 通所介護
39711 00197	ニコニコケア有限公司	香南市赤岡町256番地5	平成28年8月1日	居宅介護支援事業所あい	香南市赤岡町569 NCハウス207	居宅介護 支援

高知県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年12月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村柏木字丸山818番14から安芸郡北川村和田字榎平604番2まで	前	4.8 }	7,741
		68.3	
安芸郡北川村柏木字丸山818番14から安芸郡北川村和田字榎平604番2まで	A	4.8 }	7,741
		174.4	
安芸郡北川村柏木字地主蔵589番1から安芸郡北川村和田字慎ノ谷744番2まで	B	10.4 }	2,826
		87.7	

高知県告示第692号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成28年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市町西野字ヲノ丸	1921番2	6.00	128.21	
	1921番3			
	1921番4			
	1921番5			
	1921番6			
	1921番9			
	1921番19			

1922番 3			
1922番 4			

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

平成28年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び区分

講習の実施日及び実施場所	講習の区分	講習の実施時間
平成29年1月25日（水） 高知県立人権啓発センター	消火設備	午前9時から午後5時まで
平成29年1月26日（木） 〃	避難設備及び 消火器	〃
平成29年1月27日（金） 〃	警報設備	〃

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、平成29年1月4日（水）から同月13日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年10月21日 28高都計第522号	南国市久礼田字前嶋 527番1ほか	南国市植野205番地 福富 満幸子
平成28年10月28日 28高西土第1363号	土佐市北地字外松ガ 和田2415番1ほか	土佐市北地2424番地7 三昭紙業株式会社 代表取締役 森澤 正博

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,525人である。

平成28年12月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、171,042人である。

平成28年12月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づ

く高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年12月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	93,757人
室戸市・東洋町選挙区	5,118人
安芸市・芸西村選挙区	6,356人
南国市選挙区	13,418人
土佐市選挙区	7,922人
須崎市選挙区	6,452人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,132人
土佐清水市選挙区	4,254人
四万十市選挙区	9,864人
香南市選挙区	9,421人
香美市選挙区	7,698人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,318人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,615人
吾川郡選挙区	8,720人
高岡郡選挙区	17,285人
黒潮町選挙区	3,425人

高知県選挙管理委員会告示第100号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、2,565人である。

平成28年12月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 落札に係る借入物品の名称及び数量
平成28年度インターネット接続用仮先端末基盤機器等 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル別館
- 落札者を決定した日
平成28年10月19日
- 落札者の氏名及び住所

株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号

- 5 落札金額
月額 7,884,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成28年9月9日